

DCカードミライ会員特約

第1条(本特約)

- 1.本特約は、当社および三菱UFJニコスが発行するDCカードミライ(以下「本カード」と称します。)の会員(以下「DCカードミライ会員」と称します。)に対し「DC個人会員規約」(以下「会員規約」と称します。)および「DCハッピープレゼント利用規程」(以下「ポイント規程」と称します。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約が抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
- 2.本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き会員規約およびポイント規程上の定義によるものとします。

第2条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。なお、支払済年会費は、退会または会員資格の取消となった場合等においても、返却いたしません。

年会費 (税込)	本人会員	1,650円
	家族会員	1名様につき605円

第3条(DCハッピープレゼント)

三菱UFJニコスは、本カードについて、ポイント規程第4条第4項に定める基本ポイントに次のポイントを追加付与します。

- (1)会員が、支払方式として1回払い、2回払いまたはボーナス一括払い、および支払方式として楽Payを指定した場合は、国内のカードショッピング利用分については当該ショッピング利用代金に応じて付与される基本ポイントの50%分を追加付与し、海外のカードショッピング利用分については当該ショッピング利用代金に応じて付与される基本ポイントの100%分を追加付与します。
- (2)ポイント規程第4条第5項の定めに関わらず、会員が、支払方式としてリボルビング払いまたは分割払いを指定した場合、およびリボルビング払いまたは分割払い以外を指定した後本人会員がこれを当社の承認のもとにリボルビング払いまたは分割払いに変更した場合は、国内のカードショッピング利用分については当該ショッピング利用代金に応じて付与される基本ポイントの150%分を追加付与し、海外のカードショッピング利用分については当該ショッピング利用代金に応じて付与される基本ポイントの200%分を追加付与します。但し、本人会員が支払方式として楽Payを指定した場合は、追加付与しないものとします。

第4条(適用除外)

DCカードミライ会員のうち、家族会員、学生および20歳未満の方には、会員規約に定める以下の規定は適用されないものとします。

- ・カードローンに関する規定